

## 大阪泉南アスベスト訴訟判決の控訴に関する会長声明

大阪泉南アスベスト訴訟判決について、国は、2010年（平成22年）6月1日、大阪高等裁判所に控訴した。

第一審判決は、国は、石綿（アスベスト）による健康被害については従前から認識していながら、被害防止のための適切な措置を講じなかったことは違法であるとして、国の不作為責任を認めた画期的なものである。

石綿（アスベスト）による健康被害は全国に広がっており被害者も多数に上っている。

国は、この判決を真摯に受け止め、石綿（アスベスト）による被害者に対し、早期に全面的救済を図るべきであった。ところが、国は、早期救済を求める被害者の声を無視して控訴したことは、極めて遺憾である。

本件訴訟の原告を含む石綿（アスベスト）による健康被害者は、高齢であり、早期救済が強く望まれるところである。

一審原告らを含む全国にわたる多数の被害者の早期救済を図るため、国は、本件控訴を取り下げるか、あるいは和解による解決を求めるとともに、立法措置等による被害者の全面的救済を図るよう強く求めるものである。

2010年（平成22年）6月2日

大阪弁護士会

会長 金子武嗣